

今後の水道料金体系の在り方について

1 検討の趣旨

「これからの水道事業は逓増型料金体系からの脱却を見据え、新たな料金システムの導入に積極的に取り組み、アセットマネジメントを活用しつつ、将来の事業収入の実状に即した料金体系の適正化を図る方策が必要である。」と厚生労働省が平成25年3月に策定した「新水道ビジョン」に示してあります。

近年、全国的に少子高齢化の進展による人口減少や企業等の水利用の合理化などが進んでおり、水需要は減少傾向にあります。

また、水需要の構造は変化しており、大口の需要者は減少し、小口の需要者が増加する傾向があり、今後も大口需要が回復することは考えにくく、この傾向は続くものと推測されます。

一方では、高度経済成長期以降に急速に整備した施設が、今後、大量に更新時期を迎えており、これに対応していかなければなりません。

本市においても、例外ではなく同様の傾向であり、このような状況のなか、市民生活に欠かすことのできない水道サービスを将来にわたって継続していくため、今後のあるべき本市の水道料金体系について検討する必要があります。

なお、平成27年度の鳥取・国府地域、河原地域、青谷地域の3地域の水道料金統一後、次の料金改定を見据えて検討を行うこととします。

2 検討の方向性

本市の水道料金は昭和49年から口径別の基本料金と従量料金の「2部料金制」を採用しています。また、従量料金は使用量の増加に伴い、単価が高額となる「逓増料金制[※]」を採用しています。

近年、本市水道事業は「施設の新設・拡張の時代」から「施設の更新などの維持管理の時代」にシフトしており、また、水需要が「増加」から「減少」に移行するとともに、水需要構造が変化しています。

本市の水道料金の在り方については、現行の「2部料金制」と「逓増料金制」は維持しつつも、これらの状況を踏まえて、「安定経営」と「時代に即した負担の公平性」といった視点で検討を行うこととし、今後の方向性を提示していきたいと考えます。

具体的には、給水収益に占める「基本料金」と「従量料金」の割合と、各需要者の負担割合の見直しについて方向性を検討することとします。

*逦増料金制：高度経済成長期に水需要が急激に増加するなか、新規水源開発等に伴うコストの上昇傾向を大口需要料金に反映させることによって水需要の抑制を図るとともに、生活用水の低廉化への配慮という目的で設定されているもの。

- (1) 給水収益に占める基本料金と従量料金の割合の目指す方向性について（関連資料 1）
- (2) 本市の水需要構造の推移について
 - (ア) 鳥取・国府地域の「小口径・大口径需要者別の有収水量」と「水需要の構造」の推移（関連資料 2－1）
 - (イ) 鳥取・国府地域の「従量料金段階別区分の使用水量」の推移（関連資料 2－2）
- (3) 口径別料金体系を採用する各都市の水道料金の状況について（関連資料 3）
- (4) 中国地方主要都市・近隣都市及び類似都市の逦増度について（関連資料 4）